

「令和6年度 池田町はつらつ健康スタンプ事業」のお知らせ

～ 池田町はつらつ健康スタンプ事業とは？ ～

住民の皆さんが、自分の健康状態を把握し、健康増進に積極的に取り組むための応援事業です。健康診断を受け、健康づくりや介護予防等に取り組むことにより、スタンプ（ポイント）が集まり、町内の商品券取扱店で使用できる商品券（1,000円）と交換することができます。

※ 対象者 20歳以上の住民（年齢基準日は、令和7年3月31日です。）

（1）健康福祉課の窓口で、「スタンプカード」を受け取りましょう。

健康づくり、介護予防のために、具体的な目標（数値で評価できるもの）を立て、スタンプカードに記入しましょう。

（2）スタンプ（ポイント）を集めましょう。

下表のポイントが付きます。健康診断を受けること・健診結果を提出することは、必須です。その他は、自分で選択して、取り組みましょう。

令和6年度の取組の内容	ポイント
【必須】 ① 健康診断を受ける（人間ドック、町の健診、医療機関での健診、職場健診、検査結果提出代行等） ② 町健康福祉課へ健診結果を提出する ただし、令和7年1月から令和7年3月までの間に受診予定の場合は、前年度（令和5年度）の健診結果を提出することで、ポイントを取得できます。令和6年度の健診結果については、お手元に届き次第、ご提出ください。	10ポイント
がん検診（人間ドックで実施したものを含む） 【 胃・大腸・肺・前立腺・子宮・乳房 】	1つの検診につき、1ポイント
歯科検診（歯周病検診）	回数に関わらず、2ポイント
尿中推定塩分摂取量検査	回数に関わらず、1ポイント
健康づくり・介護予防を目的とする、町健康福祉課主催の教室・講演会等に参加（詳細は、裏面参照）	1つにつき1ポイント
自主的に目標を設定して、長期的に健康づくりに取り組む	3ヶ月継続で、1ポイント
BMI・体脂肪・筋肉量・LDL・HbA1c・血圧のいずれかの数値について、自主的に設定した目標を3か月以内に達成する	1つの項目につき、5ポイント

(3) 15 ポイント以上集まったら、健康福祉課の窓口で、商品券 (1,000 円) と交換しましょう。

【交換期間】 令和 6 年 9 月 2 日 (月) ~ 令和 7 年 1 月 3 1 日 (金)

- ・ 15 ポイント以上集まったら、健康福祉課窓口で、商品券 (1,000 円) と交換できます。
- ・ ポイントと当初に立てた目標の達成状況を確認しますので、スタンプカードをお持ちください。
- ・ 交換は 1 人につき、1 回です。
- ・ 商品券は、町内の商品券取扱店で使用できます。交換時に、取扱店の一覧表をお渡しします。

商品券の使用期間 令和 6 年 9 月 2 日 (月) ~ 令和 7 年 2 月 2 8 日 (金)

健康づくり・介護予防を目的とする、健康福祉課主催の教室・講演会等

詳細につきましては、広報いけだ・防災行政無線等でご確認いただくか、健康福祉課へお問い合わせください。

事業名
運動教室 からだを動かす教室・いきいきクラブ・アクアエクササイズ教室・インターバル速歩歩行指導
介護予防講演会
各種学習会 バランス食学習会、健康教室 等
各地区での健康教室・のびのびゴム体操
認知症を考える講演会・映画上映会
認知症サポーター養成講座

この表は、令和 6 年 4 月時点のものです。この表にない事業（新規事業等）であっても、健康づくり・介護予防に関するものは該当になります。

【お問い合わせ先】

池田町役場 健康福祉課 健康増進係
(池田町総合福祉センター やすらぎの郷 内)
電話 0261-61-5000
平日 8 時 30 分~17 時 15 分